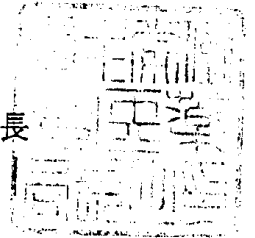


医薬発第698号
平成13年6月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長



化粧品基準の一部改正について

平成13年6月29日厚生労働省告示第234号をもって、化粧品基準（平成12年9月厚生省告示第331号）の一部が改正され、同日から適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 改正の趣旨

薬事法第42条第2項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる紫外線吸収剤の範囲を拡大したものであること。

2 改正の内容

別表第4を改正し、新たに、紫外線吸収剤として、2-シアノー3, 3-ジフェニルプロパー2-エン酸2-エチルヘキシルエステル（別名オクトクリレン）をすべての化粧品において100g中の最大配合量として10gまで配合できることとしたこと。